

「女性版骨太の方針 2025」に向けた提言

令和 7 年 5 月 2 7 日

自由民主党政務調査会

女性活躍推進特別委員会

はじめに

これまで、国を挙げて「地方創生」に取り組んできたところであるが、東京一極集中の大きな流れを変えるには至らず、特に女性が地方を離れる動きが続いている。地方においては、少子化の流れが止まらず、人口減少が続いている。このような状況の中、女性に選ばれる地域づくりに取り組むことは、待ったなしの課題である。

女性に選ばれる地域であるためには、女性が、男性と対等な地域社会の構成員として尊重され、生き生きと自分らしく生きがいを持ってその地域で生活していけることが必要であるが、女性活躍・男女共同参画の状況は自治体ごとに差異がみられ、また、根強い固定的性別役割分担意識の存在も指摘されているところである。こうした状況下においては、それぞれの自治体において、地域の実情に応じた、女性に寄り添ったきめ細かな施策を講じることが求められるが、それを可能とするには、その前提として、地域の取組を支える全国的な体制の構築と国による丁寧な支援の存在が不可欠である。

また、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍できる社会の実現は、未だ道半ばにあり、引き続き、あらゆる分野における女性の参画拡大に取り組む必要がある。世界経済フォーラムが発表した 2024 年のジェンダーギャップ指数の日本の総合順位は、146 か国中 118 位で依然として低迷しており、特に政治・経済の分野における女性の参画の遅れが影響している。各政党・各企業の一層の取組が求められることは言うまでもないが、これを支えるため、国においては、社会基盤・環境の整備を一層進めることも極めて重要である。

一方、こうした女性の参画拡大の取組と合わせて、男女の性差に配慮した施策の充実も図る必要がある。女性特有の健康課題への対応など、女性が「生きづらさ」を強いられることのない社会づくりに資する取組を一層拡げていくことが重要である。このためにも、政府全体において、男女で異なる影響やニーズに適切に配慮した施策が講じられるよう、政策・方針決定過程における女性の参画を一層促進していく努力が求められる。

男女共同参画社会基本法が制定されてから、四半世紀が経った。この間、着実に歩みを進めてきたところではあるが、未だ残り続ける課題、そして新たに見えてきた課題と、我々は真剣に向き合っていかなければならない。男女共同参画は、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会の実現のために不可欠であり、我が国の重要かつ確固たる方針であることを改めて確認し、その実現に向けて、より一層効果的な取組に注力するよう、政府に対し、次のとおり提言を行う。

要望事項

I 「女性に選ばれる地方」の実現に向けて

(1) 地域における人材確保・育成及び体制づくり

- 「独立行政法人男女共同参画機構法案」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出されていることを踏まえ、本法案成立後速やかに、男女共同参画機構の設立準備、内閣府・文部科学省・独立行政法人国立女性教育会館で合意した「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく事業内容の高度化等に必要な予算及び人員の確保に取り組むこと。
- 各地域の課題及びニーズに応じて、男女共同参画センターが役割を十全に果たせるよう、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを策定すること。男女共同参画センターの機能強化は喫緊の課題であり、男女共同参画機構の設立後、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援できるよう、各地域における関係者相互間のネットワークの構築や、各地域が抱える課題やニーズの把握等に必要な支援策を検討すること。あわせて、就労状況など統計データを整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等についても検討すること。
- 内閣府において行っている男女共同参画機構と全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能にする情報プラットフォーム構築のための調査研究結果を基に、独立行政法人国立女性教育会館において、具体的なプラットフォームの構築及び実装のための検討を進めること。
- 地域女性活躍推進交付金を活用し、地方公共団体が地域の実情に応じて、関係団体等と連携して行う、就労や起業までつなげるためのリスクリング等も含めた女性デジタル人材や女性起業家の育成、「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成、役員・管理職の女性の登用、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援など、関係省庁の施策とも連携しながら支援を実施すること。

(2) 地域における安全・安心の確保

- 内閣府が実施する「令和6年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」やこれまでの災害を通じて明らかになった課題や取組事例を積極的に展開するとともに、関係省庁と連携し、防災・災害対応における女性の参画拡大を更に進めていくこと。

- 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、災害対応を担う地方公共団体の全ての部局職員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修・訓練を実施すること。特に、指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込むこと。
- 過去の災害での支援事例や対応ノウハウ、重要なポイントを体系的に整理し、内閣府男女共同参画局のホームページで共有するとともに、災害発生時には、災害対応用ページを設置するなどして、被災自治体・応援自治体・男女共同参画センター・民間支援団体・住民を含め災害対応や支援にあたる関係者が迅速に参照できる環境を整備すること。
- 能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災庁（仮称）が果たすべき役割について、男女共同参画の視点を踏まえ検討を進めること。
- 防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行うこと。また、防災訓練や各種イベント等において、男女共同参画の視点やフェーズフリーの観点を踏まえた平常時からの物資の備蓄等が重要であることについても情報提供を行うこと。

(3) 地域における魅力的な職場づくり

- 各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないように、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図り、起業をはじめ女性が新たなことにチャレンジする際に直面する障壁の打破や性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報啓発の取組を着実に実施すること。
- 地方や中小企業で働く女性の活躍支援、投資家の評価を利用した地方企業への女性活躍推進の波及、テレワークの導入が進まない地方や業種・職種に対する支援、ダイバーシティ経営の推進など、地域における魅力的な職場づくりに取り組むこと。
- 令和4年4月に策定された「女性デジタル人材育成プラン」について、必要な見直しを行い、就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組むこと。また、これらの取組について、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援そ

の他の支援により後押しすること。さらに、官民で実施している効果の高いデジタルスキル習得支援及び就労支援などの優良事例を事例集により周知・啓発し、全国各地域への横展開を図ること。

II 女性の所得向上・経済的自立の一層の推進に向けて

(1) 改正女性活躍推進法の着実な施行

- 令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、その期限を10年間延長し、女性の職業生活における活躍に関する情報公表を強化すること等を盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、女性活躍の更なる推進に取り組むこと。
- 女性管理職比率の情報公表の義務化を盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、女性管理職比率の向上に向けた取組を促進すること。
- 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大することを盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、男女間賃金差異の更なる縮小に向けて取り組むこと。また、各企業における男女間賃金差異の要因把握・分析や、女性活躍に関する自主的な情報公表を促進すること。
- 女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、女性の健康課題に対する取組を推進すること。
また、積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みを検討すること。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策を位置付けることを盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、職場におけるハラスメント対策を強化すること。

(2) 仕事と健康課題の両立の支援

- 働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加すること。あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診

率向上に向けた取組を進めること。

- 女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正法案が国会に提出されており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討すること。
- 事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行うこと。
- 更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促すこと。あわせて事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進すること。
- 労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者に相談することが可能であること等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進めること。
- 企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進すること。
- 健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組む、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知すること等を通じて、企業における女性の健康課題への取組をより促進すること。
さらに、企業だけでなく、自治体や一般社団等の多様な法人で取組が広がるよう、健康経営優良法人の認定要件変更を検討すること。
- フェムテック等サポートサービス実証事業の成果の普及を通じて、企業における更なる好事例の創出を図り、自治体及び中小企業への横展開等に取り組むこと。
- 女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約 3.4 兆円と推計されるとの試算もあり、女性の健康施策導入の重要性が高まっていることを踏まえ、女性の健康に関する取組の効果検証プロジェクトを実施し、施策の実施前後でどのような効果があったかを明らかにすること。
- 資金やリソース・ノウハウが不足しがちな中小企業に対し、女性特有の健康課題解

決に向けた社内体制を整備するための支援を実施するとともに、先進的に女性の健康に関する施策に取り組んでいる中小企業を見える化すること。

- 女性ならではの健康課題を解決することや、女性のライフイベントに応じた支援策を講じること、女性自身が健康課題に気が付き、早期のケアを行うことの重要性について、企業の経営層に理解を深めてもらい、企業における支援を促し、中小企業にも波及させることを念頭に、女性従業員の健康支援について好事例を収集し、HPでの公表を行うこと。
- 企業における女性の健康課題にかかる取組や、事業主健診に関する取組の連携について、周知・啓発を行うこと。
- 病気休暇等の特別休暇制度の導入を推進するため、特別休暇制度導入事例集の作成・周知に取り組むこと。
- 産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図ること。

Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現に向けて

(1) 「女性・平和・安全保障（WPS）」の取組の強化

- 国内の関係府省において、WPS (Women, Peace and Security : 女性・平和・安全保障) 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していくこと。さらに、国連安全保障理事会決議第1325号から25周年となる2025年に日本が共同議長を務めるWPSフォーカルポイント・ネットワークにおける議論に立脚しつつ、WPSの取組を更に進めるための国内制度の整備（将来的には法整備を含む。）を踏まえて、国際社会に日本のWPSに関する一層の貢献を示していくこと。
- 「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」を踏まえ令和6年4月に策定された「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、防衛省一体としてWPSを強力に推進し、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していくこと。具体的には、ジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するための全隊員に対する教育を通じた防衛省全体の意識改革、ジェンダー・アドバイザー等の育成・配置を通じたWPS推進体制の整備、国際イベントの実施や女性のエンパワーメント支援を含む諸外国、機関等との連携、WPSハンドブック、防災業務計画等の作成、変更等を通じた自衛隊の活動への反映等に取り組むこと。

- 消防分野においても、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づき、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努めること。

(2) 女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援

- 女性の健康総合センターによる取組を着実に推進していくため引き続き体制の整備を図ること。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進すること。

具体的には、女性の生涯にわたる健康課題を幅広くカバーするための基盤データの収集を進めるとともに、フェムテック事業者の協力も得て、利用者のデータを匿名化し、個人情報の保護に配慮した上でデータベースを構築し、研究に活用することを推進すること。

また、医薬品や医療機器に関して月経随伴症状や更年期症状など女性の健康・疾病に関する研究開発の推進等について検討すること。

- 女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げること。

- 身近な受診先である地域の内科医等が、女性特有の健康課題に対応することができる知識の涵養や、必要に応じて婦人科等と連携し、必要な受診を促していくための啓発を行うこと。

あわせて、産婦人科と他科との連携を促進するため、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等の他の専門領域の医師にも、更年期等に関する知識を持ってもらい、必要があれば産婦人科受診を促してもらうなど、女性に必要な医療や支援が届くように、広く、医療従事者を含めた女性の健康を支援する関係者に対して、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、食事・運動・睡眠等の健康増進施策における取組とも連携し、研修・啓発、それらを通じた人材育成支援を行うこと。

- 各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行うこと。

- 学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に

資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりするとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化すること。

○ 地域においても、薬局等の身近な資源を活用し、女性の健康について相談できるようにすること。その際、各々が自らの健康的な暮らしについて考えるツールの開発を検討すること。

○ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた人生設計や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、着実に進めていくこと。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施すること。あわせて、若年世代等向けにプレコンセプションケアの情報発信等を図ること。

○ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにするため、令和5年度から実施している緊急避妊薬の試行的販売の調査研究の調査結果を分析し、必要な見直しの検討を進めるとともに、悪用されないための対策や対面服用の必要性も含めて、必要な方に適切な形で届くようOTC化に向けて試行的販売の調査研究を継続的に実施し、更なる検討を進めること。

○ スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、引き続きスポーツ団体ガバナンスコードの周知に努めるとともに、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図ること。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、相談窓口を引き続き設置するとともに、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムを拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進すること。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を居住地等にかかわらず誰もが活用できるよう、オンライン・プラットフォームの整備・普及等に取り組むこと。

(3) あらゆる暴力の根絶

○ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女共同参画社会を実現するための基盤であり、全国どこに住んでいたとしても、実現されなければならない。そのため、DV防止法の円滑な運用やDV被害者支援の更なる充実など配偶者等への暴力への対策の強化、ワンストップ支援センターと地域における関係機関とのネット

ワーク構築や運営の安定化・支援の質の向上等に向けた支援による性犯罪・性暴力対策の強化など、各地域において、あらゆる暴力の根絶に取り組むこと。

IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化に向けて

- 各府省は、男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行うこと。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化すること。
- 上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進すること。引き続き、国の審議会等委員又は審議会等専門委員等について、女性の割合が40%以上、60%以下となることを目指すとともに、行政運営を補佐するため各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体（複数の外部有識者から個別に意見聴取を行い、それらの意見を総合的に参考とするような場合を含む。）において、その外部有識者たる構成員に性別の偏りが無いよう努めること。
- 女性管理職比率の情報公表の義務化やプライム市場上場企業における女性役員登用の加速化に取り組み、企業における女性活躍の推進を更に強化すること。
- 令和6年度に内閣府が実施した女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえた啓発や地方議会における女性を含む多様な人材の参画推進、行政分野における女性管理職比率の情報公表の一層の推進など、政治・行政分野においても、積極的に取組を進めること。
- 地方公共団体で働く非常勤職員について、地方公共団体の業務において重要な役割を果たしている会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が令和6年4月に施行されたことを踏まえ、地方公共団体において適切な対応がされるよう必要な助言を行うなど、会計年度任用職員の適正な処遇の確保・改善に引き続き取り組むこと。
- 我が国の持続的発展の基盤となる科学技術・学術分野については、幼児期から大学まで各段階において、女子学生が少ない理工系分野等への進学者増に向けた取組を進めるとともに、出産・育児等のライフイベントと研究の両立支援や大学における意思決定層への女性の参画拡大に取り組むこと。
- 国際的な分野においても、将来を担う人材の育成も含め、中長期的な観点で女性活躍を推進すること。

女性活躍推進特別委員会 開催一覧

令和7年5月27日現在

【第1回】令和7年2月 4日（火）14:00～15:00 @704号室

○関係府省からの説明

- ・提出予定法案について
- ・令和7年度関係府省予算案について（内閣府、文科省、厚労省）

【第2回】令和7年2月19日（水）10:15～11:15 @702号室

○地域における女性活躍・男女共同参画の推進に向けたヒアリング

- ・独立行政法人国立女性教育会館理事長 萩原なつ子氏
- ・特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事 納米恵美子氏

【第3回】令和7年3月25日（火）16:00～17:00 @704号室

○女性と健康に関するヒアリング

- ・星野 寛美 関東労災病院働く女性専門外来担当 産婦人科医師
- ・関係省庁（厚生労働省、経済産業省）から説明

【第4回】令和7年4月 1日（火）16:15～17:15 @707号室

○地方創生と女性活躍に関するヒアリング

- ・小安 美和 株式会社 WILL LAB 代表取締役
- ※地方の女性活躍・男女共同参画の取組を支援
- ・兵庫県豊岡市

【第5回】令和7年4月15日（火）16:00～17:00 @L4号室

○女性・平和・安全保障（WPS）に関するヒアリング

- 「男女共同参画の視点による防災・災害対応」
- ・細谷 真紀子 ゲンサイデイズ代表／山形県自主防災アドバイザー
- ・永井 三岐子 公益財団法人ほくりくみらい基金代表理事

【第6回】令和7年5月20日（火）16:00～17:00 @707号室

○提言取りまとめ